

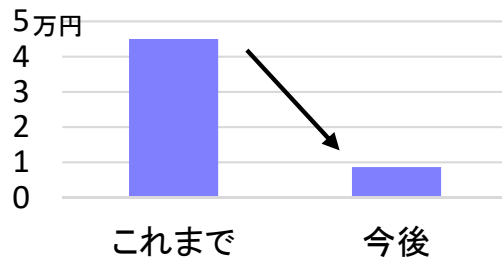
集団加入メリット措置の導入

集団加入に適した割引パッケージ

- ① 小規模被害を補償範囲に含めなくてよいこととする
- ② 耐用年数を大幅に超過した施設を補償範囲に含めなくてよいこととする
- ③ 施設を補強したら掛金を割り引く
- ④ JA等が一斉受付を行い、確実な集団加入が見込める場合掛金を割り引く

最大で掛金を3割以下に

〔 農業者（経営規模15a）の掛金
4.5万円 → 0.9 ～ 1.3万円 〕



生産出荷団体等による集団加入促進

JA、農業法人協会、集荷業者、直売所等（全体で9割のシェア）と共済組合が、

- ① 共済の集団加入、
- ② 施設補修の促進等

に関する**協定**を締結

集団加入パッケージを強力に推進

集団加入促進を担保する措置

- ① 国の補助・融資金利における共済加入の要件化
- ② 協定を締結すれば、補助事業採択時のポイントを加算
- ③ ハウス建築業者の補助事業入札参加条件に「共済組合と連携して加入推進を図ること」を追加
- ④ 都道府県のハウス被害防止計画で地方公共団体単独事業の共済加入の要件化を推進

自家消費
だけの農
家を除き
対象農家
の大宗を
共済加入
に導く

園芸施設共済における掛金の割引について(経営規模15a)

掛金の割引措置		割引前 約4.5万円
20万円/棟以下の小規模被害を補償から除外	▲70%	▲3.2万円
耐用年数(パイプハウスで10年)を2.5倍以上経過した施設を補償から除外	▲20%※	▲0.3万円
施設の補強(太いパイプへの交換、これと同等の強度への補強)	最大▲15%	最大▲0.2万円
一斉受付での大宗の農業者の集団加入	▲5%	▲0.1万円
※ 除外対象となる施設の設置割合(パイプハウスの全国平均)		割引後 0.9~1.3万円

園芸施設共済の共済掛金標準率(全国平均)

(単位:%)

施設区分		特定園芸施設及び附帯施設						
		小損害不填補の金額	3万円又は 共済価額の5%		10万円		20万円	
			被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆
ガラス室Ⅰ類		0.223	—	0.150	—	0.115	—	
ガラス室Ⅱ類		0.140	—	0.124	—	0.110	—	
プラスチックハウスⅠ類		0.734	0.009	0.603	0.007	0.484	0.006	
プラスチックハウスⅡ類		2.397	0.029	1.340	0.016	0.742	0.009	
プラスチックハウスⅢ類		1.104	0.013	0.899	0.011	0.715	0.009	
プラスチックハウスⅣ類甲		0.768	0.007	0.643	0.006	0.511	0.005	
プラスチックハウスⅣ類乙		0.374	0.007	0.342	0.006	0.306	0.005	
プラスチックハウスⅤ類		0.356	0.004	0.314	0.004	0.273	0.003	
プラスチックハウスⅥ類		3.694	0.040	1.537	0.019	0.898	0.011	
プラスチックハウスⅦ類		1.724	0.021	1.255	0.015	0.885	0.011	

(参考)施設区分

施設区分	区分の標準	
ガラス室 Ⅰ類 (木造)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設	
ガラス室 Ⅱ類 (鉄骨)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設	
プラスチックハウス Ⅰ類 (木材)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設	
プラスチックハウス Ⅱ類 (パイプ)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設	
プラスチックハウス Ⅲ類 (鉄骨下)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲及びプラスチックハウスⅣ類乙以外のもの	
プラスチックハウス Ⅳ類甲 (鉄骨中・軟)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数1.31cm ³ メートル以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙及びプラスチックハウスⅤ類以外のもの	

施設区分	区分の標準	
プラスチックハウス Ⅳ類乙 (鉄骨中・硬)	主としてプラスチックフィルム（耐風速50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重50kg/m ² 以上の強度を有する施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分の断面係数1.31cm ³ 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設うち、プラスチックハウスⅤ類以外のもの	
プラスチックハウス Ⅴ類 (鉄骨上)	次のいずれかに該当する施設 (1) 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設 (2) 屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（ビス止めされた硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち、耐風速50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重50kg/m ² 以上の強度を有するもの	
プラスチックハウス Ⅵ類 (雨よけ等)	次のいずれかに該当する施設 (1) 主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設 (2) その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材（寒冷紗、ネット等）により被覆されている施設のうちプラスチックハウスⅦ類以外のもの	
プラスチックハウス Ⅶ類 (多目的ネットハウス)	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設	